



上水道

問 三井水道企業団 松崎753番地2 ☎72-5106
URL <http://www1.bbq.jp/miisuido/>

新しく水道を引きたいときや転入・転居などのため、閉栓してあったところを再び使いたいときは、事前に企業団へご連絡ください。

水道メーターの検針は偶数月に行い、水道料金は2か月分の使用水量でお支払いいただいております。便利な口座振替をご利用ください。

給水装置の新設、改造、修理工事、給水器具接続工事などは、指定工事店以外の店ではできません。指定工事店は、企業団へお尋ねください。

上水道管と井戸水などの接続(混合水栓、バルブ、ホースなどを介しての接続を含む)は、水質保全の観点から水道法により禁止されています。上水道管とそれ以外の管を接続されないようお願いします。

下水道事業受益者負担金

問 下水道課 管理係

●受益者負担金制度

下水道が整備されると、その地域の環境は改善され、未整備の地域に比べ土地の利便性、快適性が向上します。しかし、下水道の施設は道路や公園と異なり、利用できるのは下水道が整備された地域の人に限られます。

このため、下水道整備にかかるすべての費用を税金でまかなってしまうと、下水道が整備されていない地域の人にもその費用を負担させてしまうこととなり、負担の公平性を欠くことになります。

そこで、下水道建設費の一部を、下水道整備により利益を受ける地域の人々が負担し、一日でも早く下水道を計画的に整備していこうというのが受益者負担金制度です。

●負担金額

下水道が整備された区域内のすべての土地所有者などに、土地の面積に応じて納めていただきます。小郡市では、1㎡あたり280円で計算し、5年間での分割納付となります。(1回で全額を納めることもできます)



●納付の方法

下水道課が発送する納付書を使って金融機関窓口などで納めてもらう直接納付と、登録していただいた口座から自動引落する口座振替があります。

下水道使用料

問 下水道課 管理係

●下水道使用料

下水道を使用するようになると、水道水や井戸水などの使用水量を基礎にして算定した下水道使用料を納めていただくことになります。

下水処理場で汚水をきれいな水に処理したり、公共下水道管の清掃や修理などを行うために、たくさんの経費がかかります。この費用を利用者の皆さまに負担していただくのが、下水道使用料です。

●下水道の使用に関する手続

※使用水の種類により手続が異なります。

【上水道のみをご使用の方】

下水道使用料の徴収事務を三井水道企業団に委託しています。三井水道企業団が上下水道の使用開始・廃止、変更などのお手続窓口となります。詳しくは、三井水道企業団ホームページ(<http://www1.bbq.jp/miisuido/>)をご覧ください。

(問い合わせ先) 三井水道企業団 0942-72-5106

【上水道と井戸水の併用、または井戸水をご使用の方】

下水道を新たに使用されるときは公共下水道使用開始届、下水道を使用されていた人が転出や転居されるときには公共下水道使用廃止届、下水道の使用状況に変更が生じたときには公共下水道使用事項変更届の提出が、それぞれ必要です。



●汚水排出量の決め方

●一般家庭の場合

- (1) 上水道のみを使用している場合
⇒上水道の使用水量が汚水排出量となります。(上水道のメーターにより算定します。)
- (2) 井戸水のみを使用している場合
⇒世帯人員数により汚水量を認定します。〔「認定汚水排出量」下記参照〕
- ※世帯人員数に変更があった場合は、「公共下水道使用事項変更届」の提出が必要です。
- (3) 上水道・井戸水の併用の場合
⇒上水道の使用水量に世帯人数での認定汚水排出量の2分の1を加えた水量を汚水排出量とします。

●事業所の場合

- (1) 上水道のみを使用している場合
⇒上水道の使用水量が汚水排出量となります。
- (2) 井戸水のみを使用している場合
⇒井戸水管へメーターを設置し、そのメーターにより算定した井戸水の使用水量が汚水排出量となります。
- (3) 上水道・井戸水の併用の場合
⇒上水道の使用水量と井戸水の使用水量を合算した水量が汚水排出量となります。
- ※一般家庭と事業所では、下水道使用水量の算定方法が異なりますので、注意してください。
- ※下水道使用水量は、2か月ごとに算定します。

●認定汚水排出量(2か月)

井戸水の利用がある場合の汚水排出量(区分2か月)

		井戸水のご利用状況	
		井戸水のみ利用	井戸水と上水道を併用
世帯人数	1人	16㎡	上水道使用水量+ 8㎡
	2人	32㎡	上水道使用水量+16㎡
	3人以上	48㎡	上水道使用水量+24㎡

■下水道使用料の算定

流した汚水の量(汚水排出量)に応じて下水道使用料を算定します。なお、料金の算定は2か月ごとに行います。

下水道使用料金表(区分2か月)

汚水排出量(㎡)		使用料(2か月につき)	
基本使用料10㎡まで		2,000円	
従量使用料	11~20㎡	1㎡につき	+70円
	21~60㎡	1㎡につき	+190円
	61~200㎡	1㎡につき	+225円
	201~400㎡	1㎡につき	+265円
	401~1,000㎡	1㎡につき	+320円
	1,001㎡以上	1㎡につき	+350円

(消費税相当額は除く)

■納付の方法

※使用水の種類により支払い方法が異なります。

【上水道のみをご使用の方】

下水道使用料の徴収事務を三井水道企業団に委託しています。三井水道企業団が水道料金と下水道使用料を合算して請求します。詳しくは、三井水道企業団ホームページ(<http://www1.bbiq.jp/miisuido/>)をご覧ください。(問い合わせ先) 三井水道企業団 0942-72-5106

【上水道と井戸水の併用、または井戸水をご使用の方】

納付書による直接納付、または口座振替のいずれかの方法で納めます。

●納付書による直接納付

下水道課から発送した納付書で、金融機関窓口または全国のコンビニエンスストアで直接納付する方法です。

●口座振替

口座振替依頼書で登録した口座から、毎期の月末に自動引き落としで納付する方法です。

お手続は下水道課または市内の金融機関にお尋ねください。

振替開始は、申込み月の翌月からになります。

